第 100 号議案

令和８年度仙台市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度仙台市水道事業会計の補正予算（第１号）は，次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額を，次のとおり補正する。

事　　項	期　　間	限　　度　　額		
		既決予定額	補正予定額	計
(12) 施　設　整　備　事　業	令和９年度から 令和12年度まで	千円 7,661,000	千円 650,000	千円 8,311,000